

協会けんぽ奈良支部からのお知らせ



1

退職・扶養から外れる際は、保険証の「回収」と「返却」をお願いします。

◆次のような時は、保険証は使用できません。

- ・被保険者の方が退職する場合⇒退職日の翌日から使用できません。
- ・被扶養者の方が扶養から外れる場合⇒扶養から外れた日から使用できません。

◆退職や扶養から外れた際、保険証は、資格喪失届・被扶養者異動届に添えて日本年金機構へご返却をお願いします。

資格喪失届等に添付できなかった保険証は、ひきつづき回収に努めていただき、回収後は管轄の年金事務所または協会けんぽまでご返却くださいますようお願いいたします。

2

退職等で資格がなくなる方に、正しい保険証の取り扱いをご案内願います。

◆このような勘違いはございませんか...？

- ・「月途中の退職だから、月末までは使えるだろう」
- ・「新しい保険証が届くまでは使えるだろう」
- ・「会社から何も言われていないから使えるだろう」
- ・「医療機関には月初めに提示したから月末までは使えるだろう」

これらの考えは間違いです！

ご退職の際に、これらの考えは間違いであることをお伝え願います。

●資格のなくなった保険証を使用してしまった場合●

民法上の「不当利得」に該当し、医療費は全額自己負担となるため、ご本人に協会けんぽが負担した医療費(総医療費の7~9割分)を返還していただくこととなります。



全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33
TEL: 0742-30-3705 (レセプトグループ)
ホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nara/>